法規的告示

○国土交通省告示第三百六十六号

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和四年法律第六十八号）の施行に伴い、建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示を次のように定める。

令和七年五月十二日　　国土交通大臣　中野　洋昌

建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件等の一部を改正する告示

次に掲げる告示の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

一　建築士法施行規則第十七条の十八の規定に基づき国土交通大臣が定める要件（平成十三年国土交通省告示第四百二十号）第二号

二　住宅リフォーム事業者団体登録規程（平成二十六年国土交通省告示第八百七十七号）第七条第一項第一号ハ

三　家賃債務保証業者登録規程（平成二十九年国土交通省告示第八百九十八号）第六条第一項第三号

附　則

（施行期日）

1　この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日。次項において「刑法施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2　刑法施行日以後における刑法等の一部を改正する法律第二条の規定による改正前の刑法（明治四十年法律第四十五号。以下「旧刑法」という。）第十二条に規定する懲役（以下「懲役」という。）又は旧刑法第十三条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）に処せられた者に係る改正後の各規定の適用については、無期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ無期拘禁刑に処せられた者と、有期の懲役又は禁錮に処せられた者はそれぞれ刑期を同じくする有期拘禁刑に処せられた者とみなす。

その他告示

○金融庁告示第五十九号

銀行法（昭和五十六年法律第五十九号）第五十二条の六十一の七第二項の規定により、次の電子決済等代行業者に係る電子決済等代行業の登録がその効力を失ったので、同法第五十六条第二十号の規定に基づき、告示する。

令和七年五月十二日　　金融庁長官　井藤　英樹

一　登録番号　関東財務局長（電代）第八十一号
　電子決済等代行業者名　株式会社マネーコミュニケーションズ
　主たる営業所又は事務所の所在地　東京都港区南青山二丁目四番十五号
　登録年月日　令和三年二月二十六日
　失効年月日　令和七年三月十八日

二　登録番号　関東財務局長（電代）第百十八号
　電子決済等代行業者名　株式会社ＭＪＳ　Ｆｉｎａｎｃｅ＆Ｔｅｃｈｎｏｌｏｇｙ
　主たる営業所又は事務所の所在地　東京都新宿区四谷四丁目二十九番一号
　登録年月日　令和五年六月三十日
　失効年月日　令和七年二月二十八日

○消費者庁告示第三号

消費者契約法（平成十二年法律第六十一号）第十七条第二項の規定に基づき、別表に掲げる者について適格消費者団体の認定の有効期間の更新をしたので、同条第六項の規定により準用する同法第十六条第一項の規定に基づき公示する。

令和七年五月十二日　　消費者庁長官　新井ゆたか

別表（適格消費者団体名簿）

適格消費者団体の名称	適格消費者団体の住所	差止請求関係業務を行う事務所の所在地	認定の有効期間の更新をした日
特定非営利活動法人佐賀消費者フォーラム	佐賀市神野東四丁目１番31―103号アパートメント12	佐賀市神野東四丁目１番31―103号アパートメント12	令和七年四月十日

○法務省告示第八十五号

公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第七条ノ二第一項の規定により、次に掲げる公証人に電磁的記録に関する事務を行わせる。

この告示は、告示の日から効力を生ずる。

令和七年五月十二日　　法務大臣　鈴木　馨祐

京都地方法務局所属　　古賀　栄美

○外務省告示第百七十五号

令和七年三月十四日にマプトで、円借款の供与に関する日本国政府とモザンビーク共和国政府との間の平成二十七年五月十四日付けの交換公文に従ってモザンビーク共和国政府に供与されることになったナカラ港開発計画（Ⅱ）の実施に係る円貨による借款の支出期間（令和三年十二月二日付けの口上書により令和六年十二月七日まで延長された。）がモザンビーク共和国政府と独立行政法人国際協力機構との間の取決めにより令和九年十月七日まで延長される旨の口上書の交換が、モザンビーク共和国政府との間に行われた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十六号

令和三年七月二十日にアピアで、独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の令和三年三月三日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間が令和三年六月三十日まで延長された旨の口上書の交換が、サモア独立国政府との間に行われた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十七号

令和三年十二月二十四日にアピアで、独立行政法人国際協力機構関係の債務救済措置（債務支払猶予方式）に関する日本国政府とサモア独立国政府との間の令和三年三月三日付けの交換公文に従ってとられることになった債務救済措置に係る関係債務の支払を猶予する期間（令和三年七月二十日付けの口上書により令和三年六月三十日まで延長された）が令和三年十二月三十一日まで延長される旨の口上書の交換が、サモア独立国政府との間に行われた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅

○外務省告示第百七十八号

令和五年八月三日にドゥシャンベで、ＪＩＣＡ海外協力隊の派遣に関する次の書簡の交換がタジキスタン共和国政府との間に行われた。

この交換公文は、令和六年一月三日に効力を生じた。

令和七年五月十二日　　外務大臣　岩屋　毅